

2012年11月13日 全7頁

中小企業金融支援策の縮小とその影響

体力の限界を前に廃業を選ぶ企業が増加する可能性

金融調査部 研究員
太田珠美

[要約]

- 2008年後半から原油高・原材料価格の高騰による企業収益状況の悪化や、サブ・プライムローン問題に端を発する金融危機などを受け、中小企業の資金繰りを支える政策が相次いで実施されてきた。
- 一連の金融支援策は時限的に導入されたものであることから、徐々に縮小に向かい始めている。例えば、セーフティネット保証第5号は、2012年11月から利用可能な企業の範囲が縮小、中小企業金融円滑化法（以下、円滑化法）も2013年3月末に失効が予定されている。どちらの制度も、中小企業の1割程度が利用していると推測されている。セーフティネット保証第5号に関しては30～40万社程度、円滑化法の失効は6～8万社程度の企業が影響を受ける可能性がある。
- 影響を受ける企業数は多いものの、セーフティネット保証第5号の指定業種の縮小に関しては受け皿となり得る「経営力強化保証」が創設されていること、円滑化法失効に関しては貸出条件緩和と債権の例外要件は変更されないことなどから、倒産にまで至る企業は限定的と考えられる。
- しかし、倒産件数では測れない、隠れた市場退出は増加する可能性がある。金融支援策の縮小などにより将来的な資金調達コストの増加が予想される一方、収益力の向上が見込めないのであれば、債務弁済が可能うちに廃業を選択する企業は少なくないだろう。廃業により雇用や技術が消失しないよう、受け皿を確保する支援が求められる。

2008 年以降に相次いで打ち出された中小企業金融支援策

2008 年以降、中小企業に対する金融支援策が相次いで実施されている。2008 年 8 月には原材料価格高騰対応等緊急保証制度¹が創設され、既存の制度（セーフティネット貸付やセーフティネット保証など）も利用条件の緩和などの拡充措置が複数回実施されている。

また、金融機関に対する措置として、2008 年 11 月に①「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置²」、②「銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について³」が公表され、2009 年 3 月には③「自己資本比率規制（バーゼルⅡ）第 1 の柱に関する告示⁴」の一部改正が行われるなどした。いずれも金融機関のいわゆる“貸し渋り”や“貸し剥がし”を防止することを目的としたものであるが、①は不良債権（貸出条件緩和債権）の該当基準を（中小企業に限って）緩和することで金融機関の不良債権比率の上昇懸念を緩和し、②と③は自己資本比率規制を一部緩和することで、自己資本比率の低下懸念を緩和することで、貸出の手控えを防ぐ施策であった。

2009 年 12 月に導入された中小企業金融円滑化法（以下、円滑化法）も中小企業および住宅ローンの借り手である個人を支援することを目的に導入された「貸し渋り・貸し剥がし」対策である⁵。また、円滑化法の施行と同時に 2008 年 11 月に緩和した貸出条件緩和債権の基準をさらに緩和する措置も併せて行われた⁶。

縮小に向かう中小企業金融支援策

これら一連の金融支援策が始まった背景には原油高・原材料価格の高騰による企業収益状況の悪化や、サブ・プライムローン問題に端を発する金融危機などが挙げられる。基本的には一時的な経済情勢の落ち込みに対応することを目的としており、それに加え、モラルハザードを指摘する声もあることから、時限的に導入・拡充された。開始から 4 年以上が経過しており、2012 年から少しずつ縮小が始まっている。例えば、セーフティネット保証制度（第 5 号）は 2012 年 11 月から対象業種が縮小されており、円滑化法は 2013 年 3 月末で失効が予定されている。

¹ 2010 年 3 月末で期限切れとなり「景気対応緊急保証制度」に引き継がれた。「景気対応緊急保証制度」も 2011 年 3 月末で失効となったが、東日本大震災による影響が懸念されたため、緊急措置としてセーフティネット保証制度（第 5 号）が全業種指定となった。

² 金融機関がより柔軟に条件緩和に応じることができるよう「主要行等向けの総合的な監督指針」や「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」などを改定した（太田珠美「中小企業金融円滑化法の失効で何が変わるのか」大和総研、2012 年 5 月 10 日、5-6 頁参照）。

³ 2008 年 12 月期決算から 2012 年 3 月期決算までの間、国内基準が適用されている預金取扱金融機関については有価証券の評価損を自己資本の基本的項目（Tier1）から控除しないこと、国際統一基準が適用されている預金取扱機関については信用リスクのない債券の評価損益について、評価益を自己資本の補完的項目（Tier2）に参入しないとともに、評価損も自己資本の基本的項目（Tier1）から控除しない取扱いも認めることとした。

⁴ 金融庁が企業金融等の円滑化に向けて 2009 年 3 月に公表した「金融円滑化のための新たな対応について」の中で示された対応策の 1 つ。信用保証協会の保証付き融資については自己資本比率規制上リスクウェイトが 10%とされているが、緊急保証付き融資については特例的に 0%とした。

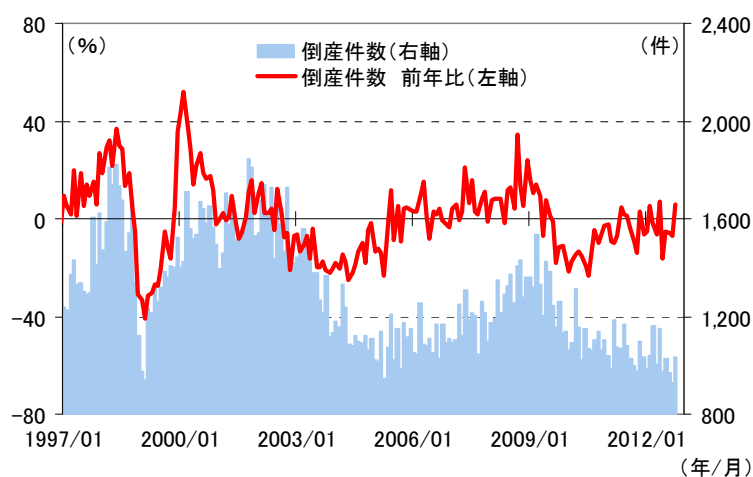
⁵ 中小企業金融円滑化法の詳細に関しては前掲レポート（太田、2012 年 5 月）を参照。

⁶ 注 2 と同様、「主要行等向けの総合的な監督指針」や「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」などの改定を行った。

中小企業金融支援策縮小の影響

近年、企業の倒産件数は減少傾向にある（図表 1）。2007 年～2008 年の金融危機の際は増加したが、2009 年 3 月をピークに減少が続いている。金融危機の頃に比べれば景況感が改善したことも 1 つの要因ではあろうが、2008 年後半から相次いで実施された金融支援策が倒産件数を抑制していた可能性もある。ここからは金融支援策縮小の影響について検討していきたい。

図表 1 企業の倒産件数および前年比の推移



（出所）東京商工リサーチ「倒産月報」より大和総研作成

セーフティネット保証第 5 号の指定業種縮小の影響

中小企業向けの貸出残高は近年減少が続いている（図表 2）。一方、信用保証協会の保証付き融資の残高はほぼ横ばいであり、存在感が大きくなりつつある。緊急保証およびセーフティネット保証により 100%保証が付された保証債務残高は 2009 年度末を境に減少に転じてはいるものの、依然として中小企業向け貸出の 1 割弱を占める。

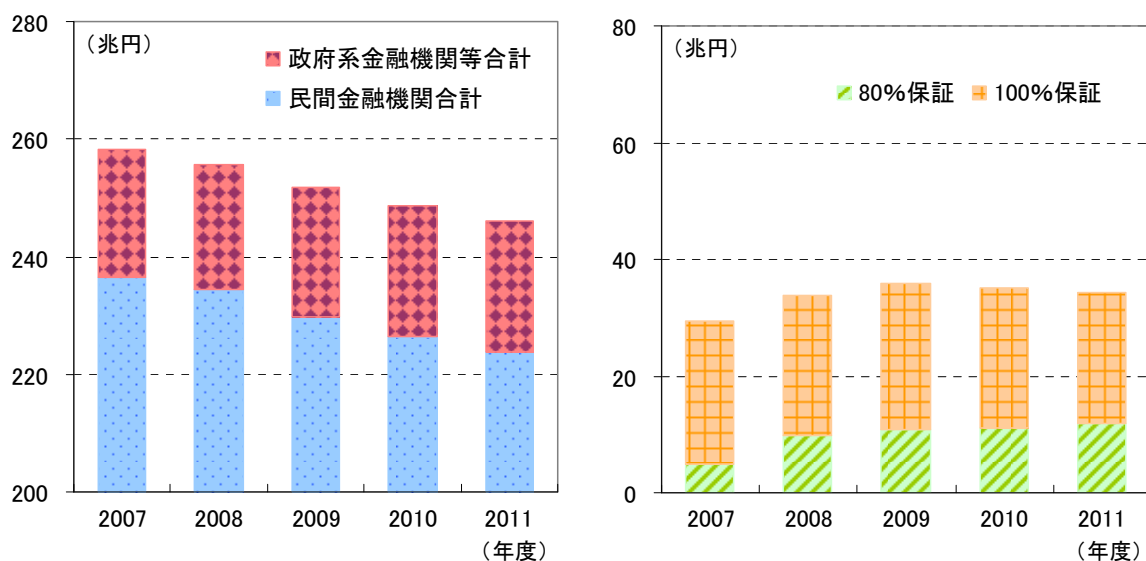
セーフティネット保証第 5 号は全業種指定の見直しにより、業況が改善した業種は指定業種から外され、2012 年 11 月から利用可能な企業の範囲が狭まった。中小企業は日本全国で約 420 万社存在し⁷、そのうち信用保証協会を利用している企業は約 154 万社にのぼる。中小企業向けの貸出に占める保証債務残高の割合は約 14%であるが、企業数ベースで見ると約 37%の企業が利用していることになる。保証債務残高の比率から推計すると、100%保証が付された保証を利用している企業は 100 万社程度存在するものと推測される。今回の見直しで中小企業全体の 3～4 割程度が指定業種から外れたとみられ、第 5 号を利用している企業を最大で 100 万社と仮定すれば、30 万～40 万社程度が対象から外れたことになる⁸（主たる事業のみで計算した場合であり、2 以上の事業を行っている企業などの調整は行っていない⁹）。

⁷ 中小企業庁「中小企業・小規模企業者数」より。

⁸ 中小企業庁が公表している「セーフティネット保証第 5 号の指定業種（指定期間：平成 24 年 11 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）」および総務省「平成 21 年経済センサス」から大和総研推計。

⁹ 指定業種は日本産業分類上の細分類で区分されている。例えば製品の製造と販売を両方行う企業や、異なった

図表2 中小企業向け貸出残高および信用保証債務残高の推移



(注) 両図とも年度末の残高。100%保証は2011年3月末まで実施されていた緊急保証、セーフティネット保証など。80%保証は2007年10月から導入された責任共有制度保証。

(出所) 中小企業庁「中小企業白書」・「平成24年行政事業レビュー資料(中小企業関連施策①)」、全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」、商工中金「説明会資料(2012年6月)」、日本政策金融公庫「2012年ディスクロージャー誌」より大和総研作成

経営力強化保証制度が受け皿となる可能性

2012年度下期に関してはソフトランディング措置が設けられていることに加え¹⁰、既存の東日本大震災復興緊急保証制度・小口零細企業保証は引き続き利用可能である。また、2012年10月から経営力強化保証制度が新たに創設されている。中小企業が金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合、保証料が減免される制度である。原則80%保証(責任共有保証)だが、100%保証(緊急保証やセーフティネット保証など)の既保証債務残高を同額で借り換える場合には例外的に100%保証になり、セーフティネット保証第5号の指定業種から外れた企業の受け皿として、今後利用が増加する可能性がある。

経営力強化保証制度は金融機関に対し、中小企業の事業計画策定を支援し、実施に関する指導・助言をすること、そして経営支援の実施状況を保証協会に対して報告することを求めている。従来100%保証に対しては金融機関のモラルハザードを懸念する声が強いが、経営力強化保証制度はこうした問題点を改善した制度といえる。

セーフティネット保証第5号の指定業種縮小は、ソフトランディング措置が設けられていることや、受け皿の制度も存在することから、中小企業全体の資金繰り環境に急激な変化を与え

複数の商品を製造もしくは販売している企業など、行っている事業のどれか1つでも指定業種に入っていれば「指定業種に属する事業を行っている企業」になる。

¹⁰ 2012年度下期においてはソフトランディング措置として、10月までの基準(最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等)に加え、一層緩和した基準(最近月の売上高等がリーマンショック前(4年前)比5%以上減少等)を適用することになっている。

る可能性は低いとみている。一方で、東京商工会議所が2012年8月に公表した「中小企業金融に関するアンケート調査結果¹¹⁾」（以下、東商アンケート調査）によれば、セーフティネット保証第5号の全業種指定について、8割の金融機関が「延長が必要」と回答していた（中小企業は6割）。セーフティネット保証第5号を継続して利用できなくなった企業に関しては経営力強化保証制度を活用した借り換えが進むことが推測されるが、同制度は中小企業による事業計画の策定及び実施が求められている。中小企業が事業計画の策定や実施に消極的である場合、取引金融機関が貸出態度を厳格化する可能性があることに留意が必要である。

中小企業金融円滑化法失効の影響

東商アンケート調査によれば、金融機関の5割強が円滑化法について中小企業の経営改善に効果があったことを認めている。ただ、中小企業のメインバンクの中心であり、円滑化法に基づく貸付条件の変更実績が多い地方銀行・信用金庫・信用組合に限ってみれば、「どちらとも言えない」「あまり効果がなかった」「単なる延命措置に過ぎない」の合計が4～5割程度を占めており、円滑化法の効果は賛否が分かれているようである。

円滑化法の利用実績は2012年3月末時点で289万件・80兆円となっている（図表3）。利用企業の8割程度は条件変更を複数回行っているといわれており、実際の利用企業数は1割程度とみられている。東商アンケート調査では、円滑化法終了後、貸付条件を変更している企業の2割程度（6～8万件程度）の債務者格付が格下げされる可能性があるとして推計している。格下げ企業に対する対応は、条件変更の継続や、経営支援強化などが検討されているようであるが、代位弁済の請求や、金利の引き上げ、担保権の行使、不動産担保の追加取得などの回答も一定数存在していることから、債権回収に向けた動きも出てくるとみられる。

図表3 中小企業金融円滑化法に基づいて貸付条件の変更などを行った件数及び金額

	主要行等	地域銀行	その他の銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	信農連・信漁連	農協・漁協	合計
件数 (件)	376,602	1,301,618	21,793	986,292	156,374	4	6,838	43,866	2,893,387
金額 (億円)	198,380	371,414	2,658	183,522	31,391	5	5,377	4,754	797,501

(注) 2012年3月末現在。

(出所) 金融庁「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（平成24年7月19日）」より大和総研作成

しかしながら、円滑化法の失効に伴い、急激な倒産件数の増加が起きるとは考えにくい。円滑化法施行と同時に手当てされた“中小企業に対する貸出に対する貸出条件緩和債権となる要件の緩和措置”（「主要行等向けの総合的な監督指針」や「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」などの改定部分）は恒久的措置であり、円滑化法の失効後も変わらない。また、金融機関の預貸率は低迷が続いており貸出に対して消極的なスタンスではなく、できる限り企業の経営改善に協力し、健全な債権回収を目指すものと推測される。なお、貸出条件緩和債権

¹¹⁾ 詳細については東京商工会議所ウェブサイトを参照 (URL: <http://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=21502>)。

の要件緩和措置の対象となるためには、中小企業自らも経営改善計画の策定に積極的に取り組む必要がある。前述の経営力強化保証制度の事業計画と同様、金融機関と中小企業の連携強化が求められる。

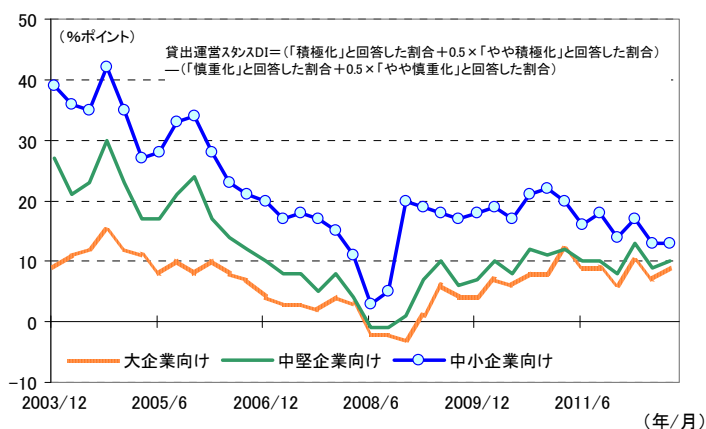
業績回復が見込めない限り中小企業の廃業は続く

これまで述べてきたとおり、金融支援策の縮小は万単位の企業に影響を与える。とはいえ、縮小に対する策がそれぞれ講じられており、急激に中小企業を取り巻く環境が変化する、もしくは倒産が急増するという事態は想定しがたい。しかし、倒産件数ではみえない隠れた市場退出、ともいえる“自主的な廃業”が今後増加していく可能性はある。

帝国データバンクによれば、倒産とは「企業経営が行き詰まり、弁済しなければならない債務が弁済できなくなった状態」であり、具体的に「(1) 2回目不渡りを出し銀行取引停止処分を受ける、(2) 内整理する(代表が倒産を認めた時)、(3) 裁判所に会社更生法の適用を申請する、(4) 裁判所に民事再生法の手続き開始を申請する、(5) 裁判所に破産を申請する、(6) 裁判所に特別清算の開始を申請する」の6類型を挙げている。言い換えれば、売り上げが伸びなくとも、資金繰りがついている間は倒産を回避できる。

中小企業を取り巻く事業環境は厳しく、経営課題として挙がるのは需要停滞が圧倒的である。資金繰りの位置づけは相対的に低く¹²、本稿執筆時点においては長期間にわたる低金利、銀行の積極的な貸出姿勢(図表4)、充実した金融支援策など、企業の資金繰り全体的としてよい環境下にある。

図表4 金融機関の貸出運営スタンスDIの推移



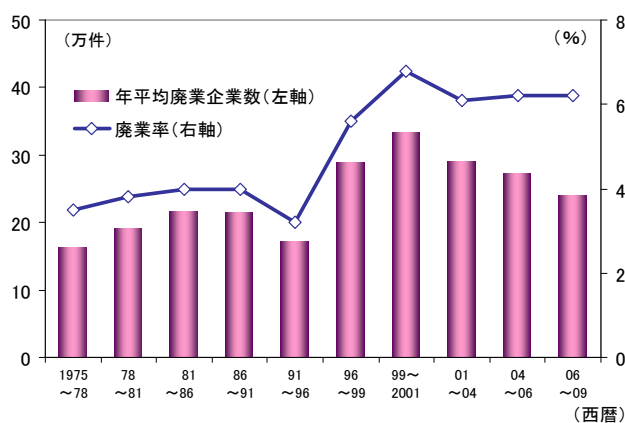
(注) 大企業は資本金10億円以上、かつ常用従業員300人(「卸売業」、サービス業は100人、「小売業」、「飲食店」は50人)超の法人。中小企業は資本金3億円以下または常用従業員300人以下(卸売業は資本金1億円以下または常用従業員100人以下、小売業、飲食店、サービス業は資本金5,000万円以下または常用従業員50人以下<サービス業は100人以下>)の法人および個人企業。中堅企業は大企業、中小企業以外の法人。

(出所) 日本銀行「主要銀行貸出動向アンケート調査」より大和総研作成

¹² 中小企業庁「中小企業景況調査資料編 第129回 ⑩経営上の問題点」などを参照。

しかし、金融支援策の縮小が始まり、低金利も永遠に続く保証はない。資金調達コストが上がれば、それに応じた収益率の向上が必要となる。業績回復が見込めないのであれば、債務弁済できるうちに廃業を決断する企業は少なくないだろう。バブル経済崩壊以降、廃業率は上昇し、2000年代も高止まりの状態が続いている（図表5）。年平均で20～30万件前後の企業が廃業しており、この大半は中小企業である（企業数ベースで全体の99.7%が中小企業であるため¹³）。廃業により雇用が失われ、蓄積されていた技術が消失することは日本経済にとって損失である。円滑化法の失効に備え、関係当局は政策パッケージを作成し、金融機関のコンサルティング機能の強化や事業再生支援などを謳っている。M&Aの活用など、雇用や技術などの維持に重点を置いた支援が求められよう。

図表5 年平均廃業企業数および廃業率の推移



(注) 個人企業と会社企業の合計値。

(出所) 中小企業庁「中小企業白書 付属統計資料」より大和総研作成

¹³ 前掲注7「中小企業・小規模企業者数」より。